



全日三重

Vol-249
2015.10.16

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、四日市市において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。なお、指定地区の詳細については下のリンク先をご参照ください。

指定地区： 四日市市桜地区
指定年月日： 平成27年9月18日
告示番号： 三重県告示第608号、609号

□県 広 報： <http://www.pref.mie.lg.jp/PDF2/KENKOH0/H27/T-H270918-2735.pdf>

□指定区域図など三重県県土整備部流域管理課HP：<http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/sabou/>

省エネ住宅ポイントの申請について

国土交通省

平成27年3月10日より受付を開始している省エネ住宅ポイントについては、平成27年11月30日までの予算に達した時点でポイント発行申請の受付を終了することとしております。

これまで、住宅の新築・リフォームにおいて本制度を積極的に活用いただき、10月13日受付時点で実施率が83%を超えましたのでお知らせします。

受付終了の直前は多数の申請が集中することが予想されます。お早めに申請ください。

【省エネ住宅ポイント事務局 HP】<http://shoenejutaku-points.jp/>

【省エネ住宅ポイント事務局】 TEL 0570-053-666 ナビダイヤル

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日含む）

IP 電話からのご利用 03-4334-9381

～重要事項説明書補足資料（物品販売物）の改定のお知らせ～

平成27年6月26日に地域再生法の一部を改正する法律が公布され、平成27年8月10日施行されました。これにより、地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において一定の開発行為等が届出の対象とされ、また認定市町村の長は、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、設計の変更等を勧告できるものとされました。法が改正され、公共下水道管理者と所有者等は雨水貯留施設の協定を締結できることとされました。

これに伴い、宅建業法施行令3条に1ヶ条が追加されましたので、当協会発行の「重要事項説明書補足資料」に下記の内容を追加いたします。

なお、現在の在庫分には、別紙、全日版「重要事項説明書補足資料」追補を添付して販売いたします。

現行の補足資料をお持ちの方は、別紙追補を三重県本部HP「会員へのお知らせ」よりダウンロードいただくか、事務局にお申出ください。

□ 52]地域再生法(33の2)及び解説の追加

●会員の移管のお知らせ

転出日	免許番号	商号	代表者	転出先
27.9.24	(1)3335	(株)サンコーポレーション	井戸 清正	愛知県

転入日	免許番号	商号	代表者	転入元
27.9.24	(1)3335	(株)サンコーポレーション桑名店	井戸 清正	愛知県

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。